



令和5年度 鳥取県等事業

地域づくり関係 助成事業

令和5年3月

鳥取県 地域づくり推進部 県民参画協働課

令和5年度 地域づくり関係助成事業

<目次>

1 令和5年度地域づくり関係助成事業概要一覧	1
2 県民参画協働課	
（1）令和新時代創造県民運動推進補助金	6
（2）鳥取県公民連携推進事業補助金	12
（3）【ギフ鳥】持続可能な地域づくり団体支援寄附金	13
3 ふるさと人口政策課	
（1）とっとり暮らしワーキングホリデー支援補助金	19
4 文化政策課	
（1）鳥取県文化芸術活動支援補助金	21
（2）文化芸術に親しみやすい環境整備支援事業補助金	23
5 中山間地域政策課	
（1）みんなで取り組む将来に向けた活力促進事業費補助金	25
（2）鳥取県まちなか暮らし総合支援補助金	28
（3）暮らしを守る仕組み（小さな拠点づくり）促進事業費補助金	30
（4）デジタル環境活用支援補助金	31
（5）空き家利活用団体支援事業補助金	32
（6）空き家利活用流通促進事業補助金	33
（7）地域の空き家を活用したまちづくり推進事業補助金	34
（8）空き家の魅力普及促進事業補助金	35
（9）新しい街の滞在風景づくり支援事業補助金	36
6 脱炭素社会推進課	
（1）鳥取県環境保全活動支援補助金	37
（2）地域資源活用エネルギー導入推進事業補助金	38
7 循環型社会推進課	
（1）とっとりプラごみゼロチャレンジ事業補助金	39
8 食のみやこ推進課	
（1）食のみやこ鳥取県づくり支援交付金	40
9 森林づくり推進課	
（1）豊かな森づくり協働税関連事業	42
10 男女共同参画センター	
（1）よりん彩活動支援事業補助金	44
11 とっとり県民活動活性化センター	
（1）控除対象特定非営利活動法人指定支援補助金	46
（2）民間の資源を活用した「寄付助成・寄贈・ボランティア等」による活動団体の支援事業	47

令和5年度 地域づくり関係助成事業一覧

※各事業の実施は、鳥取県議会令和5年2月定例会における予算の成立を条件とします。

※担当課及び問合せ先は、令和5年3月時点です。

担当課	補助金名			対象事業	限度額	補助率	募集期間	問合せ
県民参画協働課	令和新時代創造 県民運動推進補助金	若者チャレンジ型		10歳から25歳までの年齢3名以上の若者が中核となつて構成する団体による新規、試行的な事業、従前の取組を拡充する事業	15万円	10/10	令和5年3月6日～4月7日(予定)	【地方機関】※連絡先は枠外(5頁)参照。 東部地域振興事務所(東部地区) 中部総合事務所県民福祉局(中部地区) 西部総合事務所県民福祉局(西部地区) 西部総合事務所日野振興センター(日野地区) 【本庁】 県民参画協働課 電話:0857-26-7248／ファクシミリ:0857-26-8112 ／電子メール:kenminsankaku@pref.tottori.lg.jp
		スタートアップ型	スタート支援	新規、試行的な事業、従前の取組を拡充する事業	10万円	10/10	令和5年3月6日～4月7日(予定)	
			ステップアップ支援	スタート支援を受けた取組に工夫を加えて成長させる事業(ソフト事業に必要なハード整備を含む)	30万円	3/4		
		とっとりドリリーム型		クラウドファンディング型ふるさと納税を活用した発展的な取組 ※寄附の目標額が50万円～200万円の事業が対象。 ※寄附が目標額に達しなかった場合、不交付。	200万円	10/10	令和5年4月3日～5月31日(予定)※予算額に達した場合、終了。	
	鳥取県公民連携 推進事業補助金	計画策定補助(1年目)		事業実施主体と県との協働により県課題解決のための計画を策定する取組	30万円	10/10	令和5年4月上旬～5月31日(予定)	県民参画協働課 電話:0857-26-7761、7070／ファクシミリ:0857-26-8112／電子メール:kenminsankaku@pref.tottori.lg.jp
		事業実施補助(2年目)		「計画策定補助」で策定した計画に沿って行う実施主体と県との協働による県課題解決のための取組	200万円	3/4	計画策定後～令和6年2月28日	
	【ギフ鳥】持続可能な地域づくり団体支援寄附金		地域づくり団体が取り組む公益的で、県民の便益につながる特定非営利活動促進法に掲げる20分野又は社会貢献を行う事業		なし	寄付額の80%	随時募集中	
ふるさと人口政策課	とっとり暮らしワーキングホリデー支援補助金			県内外の若者等に、一定期間本県内の地域に滞在してもらい、就労しながら地域住民との交流や学びの場を一体的に提供する事業	11万6千円／参加者1名(滞在費、県内移動費等)	10/10	令和5年4月1日～5月31日※募集延長する可能性あり。	ふるさと人口政策課 電話:0857-26-7128／ファクシミリ:0857-26-8196 ／電子メール:jinkouseisaku@pref.tottori.lg.jp
文化政策課 (次ページへ 続く)	鳥取県文化芸術 活動支援補助金	優れた文化芸術活動支援事業		県内外(国内に限る)で行われる県内に活動の本拠を置く芸術家等が自ら創造し、実施する優れた作品展示・公演、ワークショップ等	30万円 (特認:100万円)	1/2	【1次】 令和5年3月3日～ (優れた・ステップアップ・先人顕彰)4月4日 (次世代・周年・映像作品)4月11日 【2次】 令和5年8月1日～8月31日※1次募集の採択状況によって募集しない場合有	文化政策課 電話:0857-26-7133／ファクシミリ:0857-26-8108 ／電子メール:bunsei@pref.tottori.lg.jp
		文化芸術活動ステップアップ支援事業		鑑賞者を意識した活動へのステップアップを図ろうとする芸術家等が広く県民を対象に行う作品展示・舞台公演、ワークショップ等	10万円	1/2		
		とっとり文化の先人 顕彰事業	顕彰事業立ち上げ支援事業	本県ゆかりの文化芸術分野の先人の魅力や業績を再発掘し、地域の文化資源として活用するための事業の開催、発行物等作成・資料整理等	30万円 (複数:50万円)	1/2		
			全国発信事業	全国的に大きな功績を残した本県ゆかりの文化芸術分野の先人の魅力や業績を発信する事業のうち、特に全国的な情報発信が見込まれるもの	50万円	1/2		
		次世代活動者育成支援事業		文化芸術活動を行う青少年の育成を図るために、文化芸術団体が実施する、出品者・出演者が18歳以下の青少年である作品展示・舞台公演、ワークショップ等	15万円 (全国発信・大規模:30万円)	1/2		

令和5年度 地域づくり関係助成事業一覧

※各事業の実施は、鳥取県議会令和5年2月定例会における予算の成立を条件とします。

※担当課及び問合せ先は、令和5年3月時点です。

担当課	補助金名		対象事業	限度額	補助率	募集期間	問合せ
文化政策課 (続き)	鳥取県文化芸術活動支援補助金	周年支援事業	県内に活動の本拠を置く芸術家等が自ら創造し、実施する定例的な作品展示・舞台公演、ワークショップ等に係る周年事業	10万円	1/2	【1次】 令和5年3月3日 ～(次世代・周年・映像作品) 4月11日 【2次】 令和5年8月1日 ～8月31日※1次募集の採択状況によって募集しない場合有	文化政策課 電話：0857-26-7133／ファクシミリ：0857-26-8108 ／電子メール：bunsei@pref.tottori.lg.jp
		映像作品活用支援事業	県内で実施する映画・アニメーション等本県ゆかりの映像作品を上映する事業、講演会等	10万円	1/2		
	文化芸術に親しみやすい環境整備支援事業補助金		文化芸術イベントの中で実施される託児、手話・要約筆記、点字訳資料作成等の環境整備事業	10万円 (1申請者につき・年間)	10/10	令和5年4月1日 ～令和6年1月31日	
中山間地域政策課 (次ページへ続く)	みんなで取り組む将来に向けた活力促進事業費補助金	スタートアップ支援	住民の生活支援や集落等の課題解決に向けた新たな取組(初期活動経費支援)	10万円	10/10	令和5年4月1日 ～随時 ※審査会があるものについてはお問合せください。	【地方機関】※連絡先は枠外(5頁)を御覧ください。 東部地域振興事務所(東部地区) 中部総合事務所県民福祉局(中部地区) 西部総合事務所県民福祉局(西部地区) 西部総合事務所日野振興センター(日野地区) 【本庁】 中山間地域政策課 電話：0857-26-7961／ファクシミリ：0857-26-8107 ／電子メール：chusan-chiikiseisaku@pref.tottori.lg.jp
		将来に向けた取組支援	住民等が自主的に取り組む地域づくり活動や地域資源の利活用、暮らしを守る仕組みづくりにつながる取組等に必要なハード・ソフト事業	(ハード事業) 300万円	県1/3 市町1/6		
				(ソフト事業) 100万円	県1/2 市町任意負担		
		地域遊休施設等活用支援	比較的大規模な遊休施設を活用して地域活性化に取り組むために必要なハード・ソフト事業(※審査会あり)	1,000万円 (既使用部分：400万円)	県1/2 市町1/3		
		安全・安心活動支援	地域内の共助による日常生活の安心確保の体制づくりに向けた取組	50万円	県1/3 市町1/6以上		
		継業支援	地域が必要とするなりわいを引き継ぐ人材受け入れやお試しのための滞在にかかる経費	300万円	市町負担額の1/2		
	鳥取県まちなか暮らし総合支援補助金	スタートアップ事業	暮らしを支えるコミュニティの活性化やまちづくりの推進のための取組(初期活動経費支援)	1地区あたり 10万円	10/10		
		買い物弱者対策事業	店舗不足の地域において移動販売等により食料・日用品などを供給する事業	500万円	県1/2		
		まちなかコミュニティ活性化支援事業	コミュニティビジネスの起業や地域コミュニティの再生、地域になりわいを興す取組等	(ハード事業) 300万円	(ハード事業) 県1/3、市1/6		
				(ソフト事業) 100万円	(ソフト事業) 県1/2、市任意負担		
		まちなか居住促進事業	空き家を活用して若年世代のまちなかへの定住を促進するための空き家改修にかかる取組	100万円	市負担額の1/2		
		まちなか遊休施設活用事業	地域の遊休施設(空き店舗、空き校舎、空き倉庫等)を活用し、ハード・ソフトの両面から総合的な地域の活性化を図る取組(※審査会あり)	1,000万円	県1/2、市1/3		

令和5年度 地域づくり関係助成事業一覧

※各事業の実施は、鳥取県議会令和5年2月定例会における予算の成立を条件とします。

※担当課及び問合せ先は、令和5年3月時点です。

担当課	補助金名		対象事業	限度額	補助率	募集期間	問合せ
中山間地域 政策課 (続き)	暮らしを守る仕組み(小さな拠点づくり)促進事業費補助金	取組支援事業	地域住民での話し合いにより、地域課題解決を実践する広域的地域運営組織の設置・運営、遊休施設等を活用した拠点施設所整備、地域に暮らし続ける仕組みづくりに係る計画策定や試行・実施に係る取組	100万円	県 2/3 市町 1/3	令和5年4月1日 ～随時	【地方機関】※連絡先は枠外(5頁)を御覧ください。 東部地域振興事務所(東部地区) 中部総合事務所県民福祉局(中部地区) 西部総合事務所県民福祉局(西部地区) 西部総合事務所日野振興センター(日野地区) 【本庁】 中山間地域政策課 電話:0857-26-7961／ファクシミリ:0857-26-8107 ／電子メール: chusan-chiikiseisaku@pref.tottori.lg.jp
		担い手育成支援事業	活動拠点を活用し小さな拠点づくりの取組を行う団体が、活動に従事する担い手を確保・育成する取組	150万円	県 1/2 市町 1/2		
	デジタル環境活用支援補助金		小さな拠点やその関連施設において、デジタル技術を活用する人材を育成し、その技術を活用した多様で持続的な取組	50万円	市町村負担額の1/2		
	空き家利活用団体支援事業補助金	団体育成・スタートアップ支援事業	行政と連携して空き家利活用に取り組む地域のまちづくり団体等が行う、空き家の清掃、軽微な補修、老朽化の抑制等に要する経費	13.3万円／団体	県1/2 市町村1/4		
			行政と連携して空き家利活用に取り組む地域のまちづくり団体等がサブリース事業に取り組む場合に要する空き家の改修経費	100万円／戸 (住宅以外に転用する場合)	県1/2 市町村1/4		
	空き家利活用流通促進事業補助金	空き家等改修支援事業	空き家の利活用に必要となる改修経費等の一部を支援	100万円／戸 (住宅以外に転用する場合)	県1/3 市町村1/6		
			地域の活性化等に資する古民家空き家の改修を支援(※昭和初期以前に建築され、建築的な価値が認められる古民家に限る)	200万円／戸	県1/2 市町村1/4		
		既存住宅状況調査等支援事業	既存住宅建物状況調査(インスペクション)に要する費用の一部を支援	5万円	県1/2		
	地域の空き家を活用したまちづくり推進事業補助金		まちづくり団体等が行う地域に根付いた空き家利活用の取組、空き家利活用の機運醸成を図るための取組	40万円	市町村負担額の2/3		
	空き家の魅力普及促進事業補助金	空き家の魅力普及に係る情報発信支援事業	空き家利活用に取り組む団体等が行う取組(講演会、ワークショップ、物件紹介等)の動画配信等に要する費用の一部を支援	20万円	県1/2		
	新しい町の滞在風景づくり支援事業補助金		通りの装飾の統一感の向上や、路上空間を活用した滞在環境づくり等に要する経費の一部を支援	50万円	県1/2 (市町村任意)	令和5年4月末頃～5月末頃迄 ※審査会で採択 ※採択状況により予算の余剰が生じた場合は随時募集	
			市町村が実施する新たな滞在風景づくりに資する実証実験等に要する経費の一部を支援	100万円	市町村負担額の1/2	令和5年4月末頃～5月末頃迄	

令和5年度 地域づくり関係助成事業一覧

※各事業の実施は、鳥取県議会令和5年2月定例会における予算の成立を条件とします。

※担当課及び問合せ先は、令和5年3月時点です。

担当課	補助金名		対象事業	限度額	補助率	募集期間	問合せ
脱炭素社会推進課	鳥取県環境保全活動支援補助金		県内の法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。)が行う環境の保全及び快適な環境の創造に資する模範的で自主的な環境実践・教育活動	10万円	10/10	令和5年4月上旬～随時	脱炭素社会推進課 電話:0857-26-7875、7205／ファクシミリ:0857-26-8194／電子メール:datsutanso@pref.tottori.lg.jp
	地域資源活用エネルギー導入推進事業補助金(体制づくり・啓発支援)		地域住民や地元企業等が連携し、地域と調和して行う小水力発電や木質バイオマス等の地産地消型のエネルギー推進のために行う人材の発掘・育成や協議会等の体制づくり、普及啓発等の取組	30万円	10/10	令和5年4月上旬～随時	
循環型社会推進課	とっとりプラごみゼロチャレンジ事業補助金	エコテイクアウト推進事業	テイクアウト用の容器について、プラスチック製容器から、環境配慮容器への切り替えに係る購入費用	5万円 ※県内複数店舗経営者は10万円	1/2	令和5年4月1日～令和6年1月31日	循環型社会推進課 電話:0857-26-7198／ファクシミリ:0857-26-7563／電子メール:junkanshakai@pref.tottori.lg.jp
		イベント等でのリユース容器等活用支援事業	イベントで利用するリユース食器のレンタル	1万円	初回:10/10 2回目以降:1/2		
		プラごみゼロ実践活動支援事業	プラスチックごみ削減の活動にあたり必要と認められる費用	25万円	1/2		
		河川・海岸における清掃活動、プロギング事業実施支援事業	・団体等が河川、海岸、湖沼における清掃活動を行う際の用具の購入費用等 ・プロギング事業実施に必要と認められる経費	25万円	10/10		
食のみやこ推進課	食のみやこ鳥取県づくり支援交付金	一般枠	食のみやこ鳥取県のイメージアップのための情報発信やブランド化の推進、特産品開発、名物料理づくり等、食を切り口とした産業振興、地域振興に資する取組	200万円	1/2以内	【1次】令和5年3月13日～3月31日 【2次】未定(1次募集の採択状況によって決定)	食のみやこ推進課 電話:0857-26-7835／ファクシミリ:0857-21-0609／電子メール:syokunomiyako@pref.tottori.lg.jp
		特別枠	食のみやこ鳥取県のイメージアップのための食の美味しさ、楽しさの発信や文化的側面などに着目した営利を目的としない取組	25万円	10/10以内		
		直売所連携魅力アップ枠	県内の複数の直売所の連携による魅力向上や活性化に向けた取組	50万円	1/2以内		
森林づくり推進課	豊かな森づくり協働税関連事業補助金	とっとり県民参加の森づくり推進事業	森林整備及び森川海の繋がりの体験学習、源流森林の探訪、森林教室及び学校林の育成等、広く県民に森づくりへの参加を促す森林体験など	100万円	10/10以内	【1次】令和5年2月20日～3月20日(予定) 【2次】5月頃(予定)	森林づくり推進課 電話0857-26-7335／ファクシミリ0857-26-8192 電子メール:moridukuri@pref.tottori.lg.jp

令和5年度 地域づくり関係助成事業一覧

※各事業の実施は、鳥取県議会令和5年2月定例会における予算の成立を条件とします。

※担当課及び問合せ先は、令和5年3月時点です。

担当課	補助金名		対象事業	限度額	補助率	募集期間	問合せ
男女共同参画センター	よりん彩活動支援事業補助金	公開講座	男女共同参画を促進するため、団体等が自ら企画し、一般公開する事業(概ね30名以上の参加者)	10万円	10/10	令和5年4月1日～随時 ※申請は、補助金ごとに開催予定の1～3箇月前まで	鳥取県男女共同参画センター 電話:0858-23-3901／ファクシミリ:0858-23-3989 ／電子メール: yorinsai@pref.tottori.lg.jp
		研修支援講座	男女共同参画を促進するため、団体等が自ら企画し、内部の研修会として実施する事業(概ね10名以上の参加者)	2万5千円	10/10		
		若者企画講座	男女共同参画を学習する目的で、若者が自ら企画し、一般公開する事業(概ね10名程度の参加者)	5万円	10/10		
		環境支援事業	普及啓発事業又は普及啓発事業の要件に適合する事業の実施に伴う託児サービスの提供	2万5千円	1/2		
		調査研究等事業	男女共同参画に関する調査研究で、その成果を県民に還元できる内容	15万円	10/10		
とっとり県民活動活性化センター	控除対象NPO法人指定支援補助金		鳥取県のNPO法人の条例個別指定制度に基づく指定を受けようとするNPO法人が司法書士等へ相談する際の経費	15万円	10/10	4月～10月	公益財団法人とっとり県民活動活性化センター 電話:0858-24-6460／ファクシミリ:0858-24-6470 ／電子メール: info@tottori-katsu.net

※【地方機関連絡先】

- 東部地区(鳥取市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町)
東部地域振興事務所 東部振興課
電話:0857-20-3663／ファクシミリ:0857-20-3656／電子メール:toubu-shinkou@pref.tottori.lg.jp
- 中部地区(倉吉市、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町)
中部総合事務所県民福祉局
【県民参画協働課 関連】 中部振興課、【中山間地域政策課 関連】 中山間地域振興チーム
※ただし、電話等は共通です。
電話:0858-23-3298／ファクシミリ:0858-23-3425／電子メール:chubu-kenminfukushi@pref.tottori.lg.jp
- 西部地区(米子市、境港市、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町)
西部総合事務所県民福祉局 中山間地域振興チーム
電話:0859-31-9606／ファクシミリ:0859-31-9639／電子メール:seibu-kenminfukushi@pref.tottori.lg.jp
- 日野地区(日南町、日野町、江府町)
西部総合事務所日野振興センター 地域振興課
電話:0859-72-2080／ファクシミリ:0859-72-2072／電子メール:hino-shinkou@pref.tottori.lg.jp

令和5年度 令和新時代創造県民運動推進補助金

若者チャレンジ型

あなたの地域づくりのアイデアに最大15万円を支援！
若者ならではのユニークな企画待ってます！

※補助事業内での新型コロナウイルス感染症に係る経費も補助対象経費です。

募集期間

令和5年3月6日(月)～4月7日(金)

補助対象期間:令和5年4月1日～令和6年3月10日

※ 今後、追加で募集を行う場合には改めてお知らせします。

若者よ地域に
羽ばたけ

地域を盛り上げるために
やってみたいことがある！

想いを実現したい！

一緒に考えてくれる
大人がいたら安心だな

最大で

15万円

申請した金額の

100%

を補助します！

窓口・問合せ先

悩むより近くの窓口へLet'go！

○鳥取県県民参画協働課 鳥取市東町一丁目220
電話 0857-26-7248 電子メール kenminsankaku@pref.tottori.lg.jp

鳥取市、岩美郡、八頭郡での活動に関すること

○東部地域振興事務所 鳥取市立川町六丁目176 電話 0857-20-3659

倉吉市、東伯郡での活動に関すること

○中部総合事務所中部振興課 倉吉市東巖城町2 電話 0858-23-3177

米子市、境港市、西伯郡での活動に関すること

○西部総合事務所中山間地域振興チーム 米子市糺町一丁目160 電話 0859-31-9606

日野郡での活動に関すること

○日野振興センター日野振興課 日野郡日野町根雨140-6 電話 0859-72-2080

／ 詳細はHPより ／

令和新時代 補助金



令和新時代のトットリの新しい活力を創造し、より充実させるために、
令和新時代を担う若者（申請書を提出する年度の末日までに10歳～25歳の年齢となる方）
3名以上の団体による地域づくり活動を支援する補助金の交付を希望する団体を募集します！

※ 本事業の実施は、令和5年2月定例会における予算の成立を条件とします。

★ 対象事業について

<対象となる活動>

地域の活性化を目指す行う次のような事業

- 地域資源を生かしたまちづくりを図る事業
- 伝統・文化の保存や活用を図る事業
- 自然環境や景観保全を図る事業
- 安心・安全な地域づくりを図る事業
- 福祉・健康づくりを促進する事業
- 地域内・地域間交流・人材育成を促進する事業

<対象とならない活動>

- 学校の授業での活動(課外活動、クラブ活動、個人の活動は対象)
- 単なる文化講演会、音楽鑑賞会、スポーツイベント等の事業
- 県外のみで実施する事業

★ 応募および審査について

補助金の交付を希望する場合は、まず、**申請書(その他提出書類(以下「申請書等」という))**に**必要事項**を記載して、各総合事務所等最寄りの窓口にご提出ください。

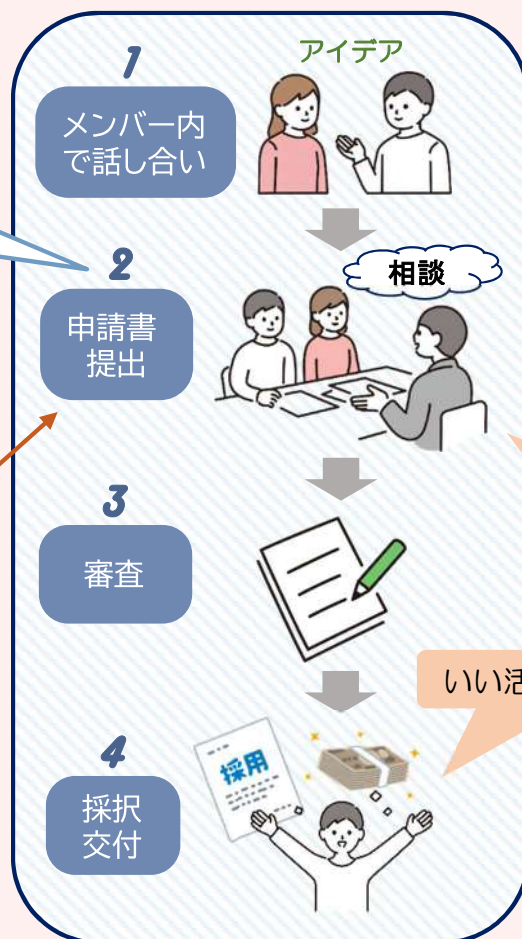
※申請書等は募集期間最終日の午後5時までに必着。

<補助金交付までの流れ>

提出書類の書き方も窓口で相談してね◎

【提出書類】

- (1) 交付申請書
- (2) 事業計画書
- (3) 収支予算書
- (4) 団体規約
- (5) 構成員名簿
- (6) 事業計画を立案した際の会議の記録
- (7) 事業スケジュール
- (8) (申請者が未成年の場合のみ) 申請者の法定代理人による同意書



- ①事業計画を話し合っ
て申請書を作る
- ②申請書を持って最寄
りの窓口で提出
- ③申請書に基づき、審
査委員による審査
- ④採用されたら補助金
交付

企画の段階で計画が完璧に固まっていなくても大丈夫！申請に向けて一緒に考えます！

いい活動にしようね！

ご注意

補助対象期間内であれば、事前着手(交付決定前の活動)が可能です。経費が対象外となる可能性がありますので、申請前に窓口で相談してください。

★ 応募書類の入手方法

申請書等県の規定様式については、県民参画協働課のホームページからダウンロードできます。インターネットを利用できない方は、県民参画協働課又は各総合事務所等最寄りの窓口にご相談ください。

さあ、君はどんなチャレンジする？

スタートアップ型

県内で地域をよりよくするために取り組む様々な地域づくり活動を支援します！

募集期間

＼ 申請書は募集期間最終日の午後5時必着です。／

令和5年3月6日(月)～4月7日(金)

補助対象期間:令和5年4月1日～令和6年3月31日

※ 今後、追加で募集を行う場合には改めてお知らせします。



スタート支援

対象事業:地域活性化のための新たな取組、これまでの取組を拡充する取組や試行的な取組。

補助上限:10万円 補助率:10/10

最大

10万円

最大

30万円

ステップアップ支援

対象事業:過去にスタートアップ型補助金を受けて実施した取組で、今後の中長期的な活動を視野に入れて行うもの。

補助上限:30万円 補助率:3/4



窓口・問合せ先

○鳥取県県民参画協働課 鳥取市東町一丁目220
電話 0857-26-7248 電子メール kenminsankaku@pref.tottori.lg.jp

鳥取市、岩美郡、八頭郡での活動に関すること

○東部地域振興事務所 鳥取市立川町六丁目176 電話 0857-20-3659

倉吉市、東伯郡での活動に関すること

○中部総合事務所中部振興課 倉吉市東巖城町2 電話 0858-23-3177

米子市、境港市、西伯郡での活動に関すること

○西部総合事務所中山間地域振興チーム 米子市鞆町一丁目160 電話 0859-31-9606

日野郡での活動に関すること

○日野振興センター地域振興課 日野郡日野町根雨140-8 電話 0859-72-2080

＼ 詳細はHPより ＼

令和新時代 補助金



<https://www.pref.tottori.lg.jp/item/1020869>

令和新時代創造県民運動推進補助金「スタートアップ型」

※ 本事業の実施は、令和5年2月定例会における予算の成立を条件とします。

対象となる事業・対象とならない事業

【対象となる事業】

地域活性化のための次のような事業

- 地域資源を生かしたまちづくりを図る事業
- 伝統・文化の保存や活用を図る事業
- 自然環境や景観保全を図る事業
- 安心・安全な地域づくりを図る事業
- 福祉・健康づくりを促進する事業
- 地域内、地域間交流・人材育成を促進する事業

【対象とならない事業】

- 単なる文化講演会、音楽鑑賞会、スポーツイベント等
- 県外のみで実施する事業
- 団体の構成員若しくは個人又は団体が営む事業の利用者の負担等を軽減するなど、主に特定の者に経済的な利益が生ずることとなる事業 等

海水浴場の閉鎖で失われた
活気を復活させようと、海岸
で子どもも安心・安全に楽し
めるイベントを開催する。



活用事例

スタート支援とステップアップ支援
を活用して2年計画で、こども農園、
じいじ農園、パスタ農園などを開設
し、地域の世代間交流、賑わいづく
りを行う。



対象団体等の要件

ア. 地域づくりに意欲があり、県内に事務所又は活動拠点を有すること（法人格は問わない）

※営利を目的とする個人・団体の場合、その業として行う活動以外のものであって、地域活性化に資する社会貢献活動を補助の対象とする。

イ. 以下の項目に該当しない個人又は団体

- a. 県の他の補助金、交付金等（間接補助を含む）を今回申請する事業のために受け入れている、又は受け入れる予定である
- b. 国、他の地方公共団体又は団体等から補助金、交付金、助成金等を今回申請する事業のために本補助金の額を越えて受け入れている、又は受け入れる予定である
- c. 政治、宗教、特定の思想普及又は選挙活動に関わる活動を行っている
- d. 暴力団又は暴力団員等の統制下にある
- e. （団体の場合）団体としての実体のないもの

ウ. その他

本補助金は、多様な主体による、また、より多くの方々による地域活性化の取組を支援するものですので、以下の要件についてご理解ください。

- a. 過去に本補助金「令和新時代創造県民運動推進型」「交流サロン活動等支援型」、トトリズム推進補助金「トトリズム推進型」「交流サロン活動等支援型」及び鳥取力創造運動支援補助金「発展型」の区分による補助を受け事業を実施した者は、同種の事業を実施するために「スタートアップ型」の区分による補助を受けることはできません。
- b. 過去に本補助金、トトリズム推進補助金及び鳥取力創造運動支援補助金（以下「本補助金等」という）による補助を受けた事業と同様の内容（実質的に同じ）と判断される事業を実施する場合は、過去に本補助金等を受けていない個人又は団体であっても本補助金を交付しないものとします。

「地域づくりの主人公」はあなたです！
ご相談・ご応募お待ちしております！

募集要項等詳しくは

令和新時代 補助金



で検索

／ 令和5年度 令和新時代創造県民運動推進補助金 ／

とっとりドリーム型

県内で地域をよりよくするために取り組む
様々な地域づくり活動を支援します！

県内外の多くの方から寄附を募る **クラウドファンディング**
による **ふるさと納税** を活用した補助制度です。

募集期間※：令和5年4月3日（月）～5月31日（木）

※ 予算額の上限に達し次第、募集期間中であっても募集を締め切ります。
※ 今後、追加で募集を行う場合には改めてお知らせします。

対象事業

これまでの活動を更に発展させ、クラウドファンディングの方法によるふるさと納税の寄附を活用して、より広く人々を巻き込み共感を得ながら取り組む事業。

※補助事業内での新型コロナウイルス感染症に係る経費も補助対象経費です。

寄附金の目標額

下限 **50万円**

上限 **200万円**

／ 全国から仲間を集めよう！ ／



窓口・問合せ先

- 鳥取県県民参画協働課 鳥取市東町一丁目220
電話 0857-26-7248 電子メール kenminsankaku@pref.tottori.lg.jp
- 東部地域振興事務所 鳥取市立川町六丁目176 電話 0857-20-3639
- 中部総合事務所中部振興課 倉吉市東巖城町2 電話 0858-23-3177
- 西部総合事務所中山間地域振興チーム 米子市鞆町一丁目160 電話 0859-31-9606
- 日野振興センター地域振興課 日野郡日野町根雨1410-1 電話 0859-72-2080

／ 詳細はHPより ／

令和新時代 補助金

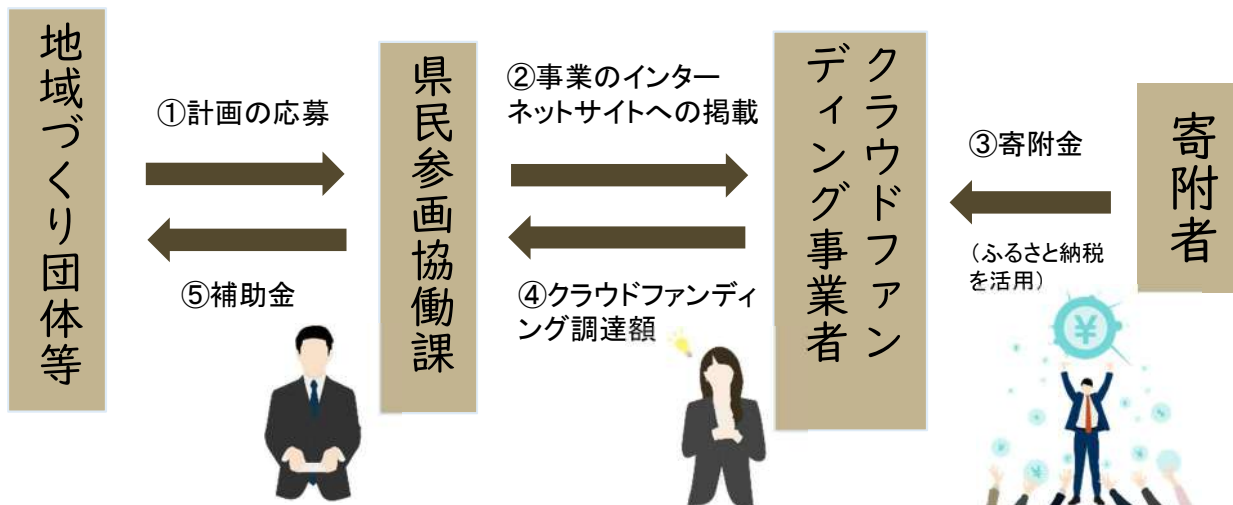


令和新時代創造県民運動推進補助金「とっとりドリーム型」

※ 本事業の実施は、令和5年2月定例会における予算の成立を条件とします。

補助金交付の流れ

- 県内外の多くの方から寄附金を募るクラウドファンディングによるふるさと納税を活用した補助制度です。
- クラウドファンディングによる寄附金の受付をした結果、目標額に達しなかった場合、補助金の交付は行いません。



対象となる事業・対象とならない事業

【対象となる事業】

地域活性化のための次のような事業

- 地域資源を生かしたまちづくりを図る事業
- 伝統・文化の保存や活用を図る事業
- 自然環境や景観保全を図る事業
- 安心・安全な地域づくりを図る事業
- 福祉・健康づくりを促進する事業
- 地域内、地域間交流・人材育成を促進する事業

【対象とならない事業】

- 単なる文化講演会、音楽鑑賞会、スポーツイベント等の事業
- 事業継続を見込まない単発のイベント
- 県外のみで実施する事業

対象団体等の要件

- ア. 本補助金への応募は、以下のいずれの項目も満たす個人又は団体とします。
- a. 地域づくりに意欲があり、交付要綱第3条の目的に沿った具体的な事業計画を有する。
 - b. 県内に事務所又は活動拠点を有する。(法人格は問わない。)
 - c. 本募集要項に基づき必要な書類を提出することができ、指定した期日を守ることができる。
- イ. 以下の項目に該当しない個人又は団体
- a. 県の他の補助金、交付金等を今回申請する事業のために受け入れている、又は受け入れる予定である
 - b. 国、他の地方公共団体又は団体等から補助金、交付金、助成金等を今回申請する事業のために本補助金の額を越えて受け入れている、又は受け入れる予定である
 - c. 政治、宗教、特定の思想普及又は選挙活動に関わる活動を行っている
 - d. 暴力団又は暴力団員等の統制下にある
 - e. (団体の場合) 団体としての実体のないもの

**「地域づくりの主人公」はあなたです！
ご相談・ご応募お待ちしております！**

募集要項等詳しくは

令和新時代 補助金



で検索

